

| 改定案 | 現行 |
|--|---|
| <p>【1】株主還元 以下に該当する場合、原則として剩余金処分議案に反対する 現行(1)削除</p> <p>(1)総還元性向30%未満、かつ、過去3期連続でROE8%未満の場合 現行(2)削除</p> <p>(2)キャッシュリッチ企業で、総還元性向40%未満、かつ、過去3期連続でROE8%未満の場合。なお、キャッシュリッチ企業とは、「ネットキャッシュ/総資産30%以上、かつ、自己資本比率50%以上」を指す</p> <p>(3)3期連続当期損失で配当を実施する場合</p> <p>(4)その他、中長期的な株主価値向上の観点で株主還元の水準が不十分と判断される場合</p> | <p>【1】株主還元 以下に該当する場合、原則として剩余金処分議案に反対する (1)ネットキャッシュの状態で総還元性向が25%未満の場合 新設</p> <p>(2)配当により財務健全性に悪影響を与えることが見込まれる場合 新設</p> <p>(3)その他、中長期的な株主価値向上の観点で株主還元の水準が不十分と判断される場合 新設</p> |
| <p>改定案</p> <p>【2】取締役選任基準 1. = 略 =</p> <p>現行(1)削除</p> <p>(1)当社の独立性基準を満たす社外取締役が、2名以上、かつ取締役総数の1/3以上(親会社を有する企業については過半数)選任されない場合(現行(4)一部修正)</p> <p>現行(3)削除</p> <p>(2)女性取締役が不在の場合。ただし、プライム市場上場会社に対し適用し、対象市場の拡大、人数要件の段階的引き上げを検討する(現行(5)一部修正)</p> <p>(3)監査役または監査等委員の人数が、会社から合理的な説明無く大幅に減少する場合(現行(2)一部修正)</p> | <p>現行</p> <p>【2】取締役選任基準 1. 取締役会構成に関して、以下に該当する場合は原則として経営トップである取締役選任議案に反対する (1)取締役会の増員・減員について、企業規模や類似企業との比較を勘案し不適切と判断される場合</p> <p>(2)監査役の人数が、会社から合理的な説明無く大幅に減少する場合</p> <p>(3)社外取締役を除く取締役の人数が、会社から合理的な説明無く大幅に増加する場合</p> <p>(4)当社の独立性基準を満たす社外取締役が、取締役総数の1/3以上(親会社を有する企業については過半数)選任されない場合</p> <p>(5)女性取締役が不在の場合(ただし、プライム市場上場会社に対し2023年1月以降に開催される定期株主総会より適用し、その後、対象市場の拡大、人数要件の段階的引き上げを検討する)</p> |

| 改定案 | 現行 |
|---|---|
| <p>【2】取締役選任 2. 以下に該当する場合、原則として取締役の再任議案に反対する 現行(1)削除</p> <p>(1) 総還元性向30%未満、かつ、過去3期連続でROE8%未満の場合</p> <p>(2) キャッシュリッチ企業で、総還元性向40%未満、かつ、過去3期連続でROE8%未満の場合。なお、キャッシュリッチ企業とは、「ネットキャッシュ/総資産30%以上、かつ、自己資本比率50%以上」を指す</p> <p>(3) 3期連続当期損失で配当を実施する場合</p> <p>(4) 過去3期連続で、ROE5%未満、かつ、業種(東証17業種区分)内下位50%に該当する場合(当該期間在任の取締役の再任に反対)</p> <p>【2】取締役選任4. (3)へ移行</p> <p>(5) 現行(4)</p> <p>(6) 現行(5)</p> | <p>【2】取締役選任 2. 以下に該当する場合、原則として取締役の再任議案に反対する (1) ネットキャッシュの状態で総還元性向が25%未満である場合</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>(2) ROEが過去3期連続で業種(東証17業種区分)内下位25%に該当する場合(当該期間在任の取締役の再任に反対)</p> <p>(3) 政策保有株式の保有により株主価値が棄損している懸念が強いと判断される場合</p> <p>(4) 不祥事・反社会的行為を通じて、株主価値の著しい毀損を招いた、または将来招かれる場合(不祥事・反社会的行為とは、重大な法令違反、不適切会計、品質不正、環境・社会問題を引き起こす行為、その他社会的信用を失う行為などをさす。判断にあたって、再発防止策を含めた対応等も考慮する)</p> <p>(5) その他、中長期的な株主価値向上の観点で経営の取り組みが不十分と判断される場合</p> |
| 改定案 | 現行 |
| <p>【2】取締役選任 3. =略=</p> <p>3. (2) 以下に該当し、独立性に欠けると判断される場合</p> <p>①金融商品取引所に独立役員としての届出がない、もしくは届出の予定がない</p> <p>② 5%超の大株主、または大株主である組織の現職、あるいは過去5年以内に在籍</p> <p>現行②削除</p> <p>現行③削除</p> <p>現行④削除</p> <p>③ 在任期間12年超</p> <p>現行⑥削除</p> <p>④ 現行⑦</p> | <p>【2】取締役選任 3. 社外取締役を選任する議案については、以下に該当する場合は原則として反対する(ただし、経営再建等の条件下にある場合、独立性要件の適用は個別に判断することもある)</p> <p>3. (2) 以下に該当し、独立性に欠けると判断される場合</p> <p>新設</p> <p>①会社の5%超の大株主、または大株主である組織の現職あるいは過去5年以内に在籍していた</p> <p>②会社の主要取引先である組織の現職あるいは過去5年以内に在籍していた</p> <p>③コンサルティング契約や顧問契約などの重要な取引関係先の現職あるいは過去5年以内に在籍していた</p> <p>④親族が会社に現在在籍している</p> <p>⑤在籍期間が12年超である</p> <p>⑥会社に過去在籍していた</p> <p>⑦社外役員の相互派遣</p> |

| 改定案 | 現行 |
|---|---|
| <p>【2】取締役選任 4. =略=</p> <p>(1) 温室効果ガス排出量が相対的に上位の企業において、以下に示す気候変動対応への取り組みが不十分と判断される場合 ① パリ協定に整合する中期・長期の排出量削減目標の設定 ② 目標実現に向けたロードマップ策定・実施 ③ TCFD提言に沿った情報開示</p> <p>(2) =略=</p> <p>(3) 政策保有株式の残高が、純資産対比20%以上の場合(ただし、定量的な縮減目標や取組み状況等を勘案)</p> | <p>【2】取締役選任 4. 以下に該当する場合、原則として経営トップの取締役選任議案に反対する (1) 気候変動に関連して重大なリスクを抱える企業について、取り組みが不十分であり、状況に改善がみられないと判断する場合 =</p> <p>(2) その他、重大なサステナビリティ課題を抱える企業について、取り組みが不十分であり、状況に改善がみられないと判断する場合</p> <p>【2】取締役選任 2. (2)から移行、一部修正</p> |
| 改定案 | 現行 |
| <p>【12】附則 この行使基準は、令和5年4月1日より施行する</p> <p>(制定) 平成18年 2月15日 (改定) 平成18年 4月13日 平成18年 6月 8日 =略= 平成31年 2月19日 令和 2年 4月14日 令和 3年 2月25日 令和 3年12月20日 令和 5年 3月 7日</p> | <p>【12】附則 この行使基準は、令和4年4月1日より施行する</p> <p>(制定) 平成18年 2月15日 (改定) 平成18年 4月13日 平成18年 6月 8日 =略= 平成31年 2月19日 令和 2年 4月14日 令和 3年 2月25日 令和 3年12月20日</p> |

